

議員提出議案第 2 号

議会の権限に属する事項中町長の専決処分事項について

議会の権限に属する事項中町長の専決処分事項を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

提出者	大口町議会議員	丹 羽 勉
賛成者	大口町議会議員	船 戸 光 夫
賛成者	大口町議会議員	吉 田 正
賛成者	大口町議会議員	岡 孝 夫
賛成者	大口町議会議員	酒 井 正 宗
賛成者	大口町議会議員	鈴 木 義 彦
賛成者	大口町議会議員	大 竹 伸 一
賛成者	大口町議会議員	伊 藤 浩
賛成者	大口町議会議員	柘 植 満
賛成者	大口町議会議員	齊 木 一 三
賛成者	大口町議会議員	丹 羽 孝
賛成者	大口町議会議員	宮 田 和 美
賛成者	大口町議会議員	木 野 春 徳
賛成者	大口町議会議員	倉 知 敏 美

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項を町長の専決処分事項として指定するため必要があるからである。

議会の権限に属する事項中町長の専決処分事項

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次に掲げる事項を町長の専決処分事項として指定する。

- (1) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について契約金額の１０パーセント以内の額の変更をすること。ただし、その額は、１，０００万円を限度とする。
- (2) 町が当事者となる訴えの提起、和解及び調停で、その目的の価額が１件１００万円以下のものに関すること。
- (3) 法律上町の義務に属する１件１００万円以下の損害賠償の額を定めること。

要 旨

1 趣旨

「専決処分」とは、議会が議決しなければならない事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）の規定に基づき、議会の議決又は決定を経ずに、町長が、議会において議決又は決定したものと同様の法定効果を持つ処分又は決定を行うことです。

法第96条第1項には、議会が議決しなければならない事件が定められていますが、本件は、法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により、議会の権限に属する軽易な事項を町長の専決処分事項として指定するものです。

2 指定事項

	指定事項	指定内容
第1号	契約の額の変更 (法第96条第1項第5号)	議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について契約金額の10パーセント以内の額（1,000万円を限度）の変更をすること。
第2号	訴えの提起、和解及び調停の価額 (法第96条第1項第12号)	町が当事者となる訴えの提起、和解及び調停で、その目的の価額が1件100万円以下のものに関すること。
第3号	損害賠償の額 (法第96条第1項第13号)	法律上町の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること。

3 施行期日

議決の日から施行します。

○地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項 に規定する処分又は同条第三項 に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項 において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項 において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。